

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 55 号

新潟市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

新潟市勤労者福祉施設条例（平成 16 年新潟市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

新潟市横越地区勤労者総合福祉センター

室名	使用料の額（1 時間につき）（円）
多目的ホール	200
コミュニケーションルーム	150
研修室	100
教養文化室	50
音楽室 1	50
音楽室 2	100

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。
- 2 次に掲げる場合の使用料の額は、上表に規定する使用料の額の 8 倍に相当する額とする。

(1) 営利を目的として利用する場合

(2) 営利を目的としないで入場料を徴収して利用する場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定については、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市勤労者福祉施設条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市横越地区勤労者総合福祉センターの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。